

平成28年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年8月25日（木） 午後2時 開議

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第3回定例会）

日程第3 報告 教育長報告

日程第4 議案第23号 沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領の制定について

日程第5 議案第24号 宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第25号 宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第7 報告第2号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立学校クラウド型校務支援システム更新事業業者選定委員会設置要綱の制定について）

日程第8 その他 平成28年度宮古島市立小・中学校運動会激励訪問割当について

議案第23号

沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領の制定
について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年8月25日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

沖縄県青少年保護育成条例の一部改正に伴う、「青少年保護育成条例に基づく立入調査事務等の権限委譲」について、宮古島市における立入調査要領を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。）第20条の2第1項に基づき宮古島市が処理する事務のうち、条例第20条第1項の規定による立入調査等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（立入調査を行う者の指定）

第2条 条例第20条第1項の規定による立入調査を行う者（立入調査員）は、次に掲げる者のうちから宮古島市長が指定するものとする。

- (1) 宮古島市の職員
- (2) 青少年育成団体関係者及び社会教育団体関係者
- (3) 前号に掲げる者のほか、宮古島市長が特に必要と認める者

（立入調査活動の区域）

第3条 立入調査区域は、宮古島市の区域内とする。

（立入調査員証票の交付及び返還）

第4条 宮古島市長は、立入調査員として指定した者に、立入調査員証票（第1号様式）を交付するものとする。任期は交付した日から2年間とする。

2 宮古島市長は、立入調査員がその指定を受ける際に有していた身分を失ったとき又は立入調査員として適当でないと認めるときは、指定を解除し、立入調査員証票を返還させるものとする。

（実施上の留意事項）

第5条 立入調査に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 立入調査は、行政上の事務調査であって、犯罪捜査のために行うものではないことを明らかにするとともに、これを濫用し、宮古島市民の自由と権利を不当に侵害することのないようにすること。
- (2) 立入調査に当たっては、条例を携帯すること。
- (3) 立入調査は、原則として複数人で実施すること。
- (4) あらかじめ関係者に、立入調査員証票を提示し、条例の趣旨を説明し、

十分な理解と協力が得られるように努めること。

- (5) 服装、言動、態度について特に注意し、不信不快の印象を与えないようすること。
- (6) 立入調査は、営業時間中に行い、いたずらに長時間にわたり、当該場所にとどまることのないように注意すること。

(報告)

第6条 立入調査を行ったときは、立入調査報告書（第2号様式）により、速やかに宮古島市長へ報告すること。特に、次のような事実があった場合も、併せて報告すること。

- (1) 正当な理由がなく立入調査を拒まれた場合
- (2) その他条例に違反する事実があった場合
- (3) 有害指定が必要と思われるものや、除去等の措置を必要とするものを発見した場合
- (4) その他条例の運営に当たって必要と思われる場合

(調査事項)

第7条 対象業者に対する立入調査は、おおむね別表に基づき実施する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、宮古島市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

別表【調査事項】

区 分	調 査 項 目	備 考
(1) 条例第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所	○条例第10条第3項の規定の遵守の有無について ①有害興行であることを認識しているか②青少年が観覧することができない旨の掲示 がなされているか③青少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか	
(2) 興行者等の営業の場所	○条例第11条第2項の規定の遵守の有無について ①深夜興行又は深夜営業であることを認識しているか②青少年の深夜における立入を禁止する旨の掲示がされているか ③青少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか	
(3) 有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所	○条例第12条第4項の規定の遵守の有無について ①有害図書等であることを認識しているか②青少年への販売、頒布、贈与、交換、貸付をしないか③青少年へ閲覧、根拏きさせないか④青少年が購入、借受、閲覧、視聴することができない旨の掲示がされているか	
(4) 有害器具類等の販売をする者の営業の場所	○条例第13条第3項の規定の遵守の有無について ①有害器具類等であることを認識しているか ②青少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか	
(5) 第14条第1項に規定した広告物の掲出の場所	○条例第14条第5項の規定による指定広告物の除去及び内容の変更の有無について ①内容の変更や除去等の必要な措置を命ぜられた広告主が、その命令を遵守しているか ②知事の措置命令を受けた広告物であることを認識しているか	
(6) 第16条に規定する質屋の営業の場所	○条例第14条第5項の規定による指定広告物の除去及び内容の変更の有無について ①青少年から保護者の承諾のない物品の質受けの有無について ②青少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか	
(7) 第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所	○青少年から保護者の承諾のない古物等の買受け又は交換の有無について ①青少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか	
(8) 第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所	○青少年に対する有害行為のための提供又は周旋の有無について ①青少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか	
(9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所	※別添立入調査マニュアルのとおり	

第1号様式(第4条関係)

(表)

立入調査員証		第 号	
所 属			
職 名			
氏 名			
写 真			
刻印			
生年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日まで
上記の者は、沖縄県青少年保護育成条例第20条に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日			
宮古島市長			印

(裏)

沖縄県青少年保護育成条例(抜粋)

(立入調査等)
第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提出を求めさせ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所
 - (2) 興行者等の営業の場所
 - (3) 有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所
 - (4) 有害器具類等の販売を業とする者の営業の場所
 - (5) 第14条第1項の規定により指定した広告物の掲出の場所
 - (6) 第16条に規定する質屋の営業の場所
 - (7) 第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所
 - (8) 第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所
 - (9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所
- 2 前項の規定による立入調査等は、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 第1項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

立入調査報告書

平成 年 月 日

宮古島市長 殿

所属名
氏名

印

沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領により、次のとおり立入調査しましたので、下記のとおり報告します。

調査年月日	午前		午後	
	年	月	日	時
調査場所				
調査対象の 名 称				
調査内容				
調査員とし て取った指 導				
調査員とし ての意見、 その他の参考 資料				

議案第24号

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年8月25日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市教育委員会組織規則が実情と相違している点等があり、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「／第2章 事務局（第2条—第11条）／第3章 教育機関（第12条・第13条）／第4章 附属機関（第14条・第15条）／」を「／第2章 事務局（第2条—第10条）／第3章 教育機関（第11条・第12条）／第4章 附属機関（第13条・第14条）／」に、「第16条」を「第15条」に改める。

第5条第3項中「参事」の次に「及び次長」を、「置く」の次に「ことができる」を加え、同条第4項中「参事」の次に「及び次長」を加える。

別表市民スポーツ課の部スポーツ振興係の項第2号中「スポーツ基本法」の次に「(平成23年法律第78号)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第25号

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年8月25日

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

子ども子育て支援法施行令及び子ども子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、関係例規を改正する必要があるため本案を提出します。

別紙

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則（平成27年宮古島市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

第3階層において母子・父子・障害世帯	4,500円	を
第3階層において母子・父子・障害世帯	2,250円	」

に改める。

別表備考4に次のただし書を加える。

ただし、市町村民税所得合算額が77,101円未満であるときは、特定被監護等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）の範囲で、最年長の子から順に2人目の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については、半額とし、3人目以降の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については、無料とする。

同表備考5の次に次のように加える。

6 備考4の規定にかかわらず、備考3の規定に該当する世帯であって、市長村民税所得割合算額が77,101円未満であるときには、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に1人目の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については半額とし、2人目以降の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については無料とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の規定は平成28年4月1日から適用する。

報告第2号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立学校クラウド型校務支援システム更新事業業者選定委員会設置要綱の制定について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

平成28年8月25日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

宮古島市立学校クラウド型校務支援システム更新事業業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市立学校クラウド型校務支援システム更新事業に関する事項を検討し、受託者を厳正かつ公平に選定するため、宮古島市立学校クラウド型校務支援システム更新事業業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 企画提案書の審査及び優先交渉権者を決定すること。
- (2) その他教育長が必要とすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長をもって充てる。

3 委員は、企画調整課長、総務課長、財政課長、教育総務課長、学校教育課長、情報政策課長及び校務有識者とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員長を含めた委員3分の2以上の出席がなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、事案に関する者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。